

鳥取県訓令第3号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する

改正後	改正前																																																	
<p>(所属長及び管守者の責務)</p> <p>第3条 所属長（<u>鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）第2条第1項第5号に規定する所属の長をいう。</u>以下同じ。）は、所属の職員（所属長を含む。）が管守者である公印の管理状況を把握し、公印の管理が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(公印省略文書等)</p> <p>第9条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職員宛ての納入通知書又は返納通知書（当該職員の職務に係るものに限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> <th>管守者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～7 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 統轄監印 第1号 第2号</td> <td>略</td> <td rowspan="2">22ミリメートル平方</td> <td rowspan="2">政策法務課長</td> <td rowspan="2">縦書きの文書用</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>9 局長印 第1号・第2号</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	1～7 略					8 統轄監印 第1号 第2号	略	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用		9 局長印 第1号・第2号	略				<p>(所属長及び管守者の責務)</p> <p>第3条 所属長（<u>本庁の課（課に相当するものを含む。）及び地方機関の長の職にある者並びにまんが王国官房の副官房長をいう。</u>以下同じ。）は、所属の職員（所属長を含む。）が管守者である公印の管理状況を把握し、公印の管理が円滑かつ適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(公印省略文書等)</p> <p>第9条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>ひな形</th> <th>寸法</th> <th>管守者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～7 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7の2 統轄監印 第1号 第2号</td> <td>略</td> <td rowspan="2">22ミリメートル平方</td> <td rowspan="2">政策法務課長</td> <td rowspan="2">縦書きの文書用</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 行政監察監印 第1号 第2号</td> <td></td> <td rowspan="2">22ミリメートル平方</td> <td rowspan="2">政策法務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦書きの文書用</td> </tr> <tr> <td>9 局長印 第1号・第2号</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	1～7 略					7の2 統轄監印 第1号 第2号	略	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用		8 行政監察監印 第1号 第2号		22ミリメートル平方	政策法務課長			縦書きの文書用	9 局長印 第1号・第2号	略			
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要																																														
1～7 略																																																		
8 統轄監印 第1号 第2号	略	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用																																														
																																																		
9 局長印 第1号・第2号	略																																																	
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要																																														
1～7 略																																																		
7の2 統轄監印 第1号 第2号	略	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用																																														
																																																		
8 行政監察監印 第1号 第2号		22ミリメートル平方	政策法務課長																																															
				縦書きの文書用																																														
9 局長印 第1号・第2号	略																																																	

第3号	鳥取県 何部(局) 何局長印	22ミリメートル平 方	主管課長 主んが王國官 房長	
10 略				
11 課長印 第1号	鳥取県何 部(局) 何課長印	21ミリメートル平 方	主務課長	
第2号	略			
第3号	何部鳥 取 課(取 長局県 印)	21ミリメートル平 方	主務課長	縦書きの文書用
11の2 会計管理者 課長印 第1号	鳥取県 会計管理者 何局何課長印	21ミリメートル平 方	会計指導課長 審査出納課長 集中業務課長 物品契約課長	
12 地方機関の長印 第1号・第2号	略			
第3号	鳥取県 何所(機 関名)長 印	15ミリメートル平 方	機関の長	携帯用手帳、免許 証、納入通知書そ の他政策法務課長 が適当と認めるも の
第4号	鳥取県 県税事務 所長印	15ミリメートル平 方	税務課長	納税通知書等電子 計算機により処理 する県税関係文書 用
第5号	鳥取県 何所(機 関名)長 印	50ミリメートル平 方	総合事務所長 重部信雄 事務所長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゆう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章
12の2 専用地方機 関の長印 第1号	鳥取県何 所(機 関名)長 印 何専用	22ミリメートル平 方	機関の長	
第2号	鳥取県何 所(機 関名)長 印 何専用	15ミリメートル平 方	機関の長	携帯用手帳、免許 証、納入通知書そ の他政策法務課長 が適当と認めるも の
13 地方機関の内部 組織の長印 第1号	鳥取県何(機 関の内部組 織名)長 印	21ミリメートル平 方	機関の長	
第2号	鳥取 県の 内部 組織 何(機 関) 長 印	21ミリメートル平 方	機関の長	縦書きの文書用
第3号	鳥取県何(機 関の内部組 織名)長 印	15ミリメートル平 方	機関の長	携帯用手帳、免許 証、納入通知書そ の他政策法務課長 が適当と認めるも の
14~20 略				
21 機関の印 第1号・第2号	略			
第3号	鳥取県何所 (機関の内部 組織名)印	30ミリメートル平 方	機関の長	

第3号	鳥取県 何部(局) 何局長印	22ミリメートル平 方	主管課長 農林総合研究 所長	
10 略				
11 課長印 第1号	鳥取県何部 (局・監) 何課長印	21ミリメートル平 方	主務課長 主んが王國官 房副官房長	
第2号	略			
第3号	何(鳥 取 課(局 ・監) 長何 部 印)	21ミリメートル平 方	主務課長	縦書きの文書用
11の2 会計管理者 課長印 第1号	鳥取県 会計管理者 何局何課長印	21ミリメートル平 方	会計指導課長 審査出納課長 集中業務課長	
12 地方機関の長印 第1号・第2号	略			
第3号	鳥取県 何所(機 関名)長 印	15ミリメートル平 方	機関の長	携帯用手帳、免許 証その他政策法務 課長が適当と認め るもの
第4号	鳥取県 総合事務 所長印	15ミリメートル平 方	政策法務課長	納入通知書等電子 計算機により処理 する母子・家庭福 祉資金関係文書用 その他政策法務課 長が適当と認める もの
第5号	鳥取県 何総合事務 所長印	50ミリメートル平 方	機関の長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゆう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章
12の2 専用地方機 関の長印 第1号	鳥取県何 所(機 関名)長 印 何専用	22ミリメートル平 方	機関の長	
13 地方機関の内部 組織の長印 第1号	鳥取県何(機 関の内部組 織名)長 印	21ミリメートル平 方	機関の内部組 織の長	
14~20 略				
21 機関の印 第1号・第2号	略			
第3号	鳥取県何所 (機関の内部 組織名)印	30ミリメートル平 方	機関の内部組 織の長	

					22 地方機関の内部組織の印 第1号	鳥取県何(機関の内部組織名) 印	30ミリメートル平方	機関の内部組織の長	
--	--	--	--	--	-----------------------	------------------	------------	-----------	--

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県公印規程別表12の項第4号に規定する公印は、平成25年5月31日までの間、使用することができる。